

平成21年1月19日より、屋外広告物には、

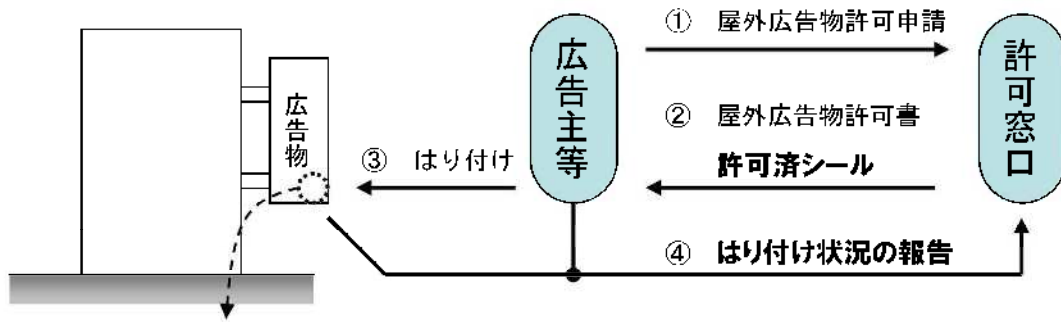
許可済シール(標識票)のはり付けが必要となります。

<許可済シールの目的>

東京都屋外広告物条例では、広告物等の許可を受けた人に対し、許可期間等の表示を義務づけています。

このたび東京都では、表示義務の徹底を図り、違反広告物の表示・掲出を防止するため、許可済シールを導入します。

<手続きの流れ> 屋外広告物の許可を受け、許可済シールをはり付けした後、このはり付け状況を許可窓口（北区まちづくり部都市計画課）に報告して下さい。



屋外広告物許可済

許可権者	北区长
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可番号	第 号
住所(所在)	
氏名(名称)	見本

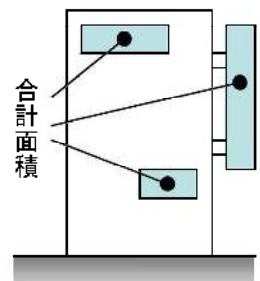
許可済シール（標識票）の見本

- 許可済シールのはり付け箇所
⇒ 広告物の表示面、建築物の出入口付近、広告物の直下やその付近など、許可窓口とご相談して下さい。
- 実施時期
⇒ 許可年月日が平成21年1月19日以降の広告物等から、許可済シールのはり付けを実施します。
- すでに許可済の屋外広告物の取扱い
⇒ 許可年月日が平成21年1月18日以前の広告物等については、許可済シールをはり付ける必要はありません。

自家用広告物のうち、合計面積が一定規模以下のものは、許可が不要です。

- 自家用広告物とは…
自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物のことです
- 用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住居専用地域 等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、 商業、準工業、工業、工業専用地域 等	10㎡以下



< 問い合わせ（許可窓口） >

北区 土木部 土木管理課 管理占用係（第一庁舎3階19番）
電話 03-3908-9220 FAX 03-3908-6703